

第三十三号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表五の項の次に次のように加える。

- 五の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- イ 法第十条第一項の規定による特定開発行為の許可
- ロ 法第十三条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可における条件の付加
- ハ 法第十五条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定開発行為に係る国又は地方公共団体との協議
- ニ 法第十六条第二項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は不許可の通知
- ホ 法第十七条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可及び同条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理

町田市

へ 法第十八条第一項の規定による対策工事等の完了届の受理、同条第二項の規定による検査及び検査済証の交付並びに同条第三項の規定による対策工事等の完了の公告

ト 法第二十条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理

チ 法第二十一条の規定による監督処分

リ 法第二十二条第一項の規定による立入検査

ヌ 法第二十三条の規定による報告又は資料の提出の要求、助言及び勧告

第二条の表七の項ハ中「町田市」の下に「、小平市」を加え、「十市」を「十一市」に改め、同表八の項、十の項から十三の項まで及び十五の項中「十市」を「十一市」に改め、同表十六の二の項中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同項にイとして次のように加える。

イ 法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告の受理  
第二条の表十六の二の項ホの次に次のように加える。

へ 法第二十八条第二項の規定による特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力の要求  
第二条の表二十九の十の項ロ中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改め、同項中カをタとし、リからワまでをルからヨまでとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 法第七十二条の五第一項の規定による違反広告（医薬品の販売業者によるものに限る。以下この項において同じ。）に係る措置命令及び同条第二項の規定による違反広告に係る措置要請  
町田市 八王子市、

第二条の表二十九の十の項中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 法第七十二条の二の二の規定による医薬品の販売業者に対する法令遵守体制の改善措置命令  
町田市 八王子市、

町田市

第二条の表三十三の項トから又までの規定中「あきる野市」の下に「、西東京市」を加える。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表十六の二の項の改正規定 令和四年四月一日
- 二 第二条の表二十九の十の項の改正規定 令和三年八月一日

(提案理由)

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。